

## 正 誤 表

弊社刊行物「実務家のための 新公益法人の移行手続と会計・税務」(初版・平成20年11月20日発行)に下記の誤り及び追加事項がありました。お詫びの上、以下のとおり訂正させていただきます。

税務研究会出版局

頁	修正箇所	誤	正
22	【図表 -10】 「普通決議」欄 上から1段目	理事、会計監査人選解任、監事の選任(般法60)	理事、会計監査人選解任、監事の選任(般法63、70)
	上から4段目	計算書類等の承認(般法126 )	計算書類の承認(般法126 )
23	【図表 -11】 「普通決議」欄 上から1段目	理事、会計監査人、監事の選解任(般法176)	理事、 <u>会計監査人選解任、監事の選任(般法176、177)</u>
	上から4段目	計算書類等の承認(般法199)	計算書類の承認(般法199)
24	の3行目	...。法定の重要事項については、 <u>評議員の半数以上が出席し、評議員の議決権の3分の2以上の多数によって決議され...</u>	...。法定の重要事項については、 <u>評議員の議決権の3分の2以上の多数によって決議され...</u>
34	下から1行目	...、定款規定額と最低責任限度額のいずれか低い額を損害賠償責任額とする...	...、定款規定額と最低責任限度額のいずれか高い額を損害賠償責任額とする...
56	上から10行目以下	この場合には本来の特定費用準備金として積み立てるほか、.....旨が記載されています。 別表C(5)	(削除)
57	上から1行目以下	また、「移行認定申請の手引き」別表A(1)では、.....ことが記載されています。 別表A(1)	「移行認定申請の手引き」別表A(1)では、第1段階の判定として6欄(経常収益-経常費用-特定費用準備資金当期積立額)において「プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。」と記載され、その理由や計画を文章で説明する様式が示されています(「移行認定申請の手引き」28ページ参照)。
61	表中「費用」欄	__ 公益目的保有財産の当期取得支出	__ 公益目的保有財産の当期取得支出
66	【図表 -20】 下段の右欄	製商品の譲渡原価 自己所有土地のみなし賃借料(*2) 無償又は低廉の役務提供を受けた場合の...	製商品の譲渡原価 自己所有土地のみなし賃借料(*2) <u>無利子又は低利の貸付資金の調達利子の額</u> 無償又は低廉の役務提供を受けた場合の...
78	下から9行目に追加	(追加)	(c) <u>無利子又は低利の貸付資金の調達利子の額</u>
83	上から8行目	...では、 <u>控除対象資産</u> に該当しないため...	...では、 <u>控除対象財産</u> に該当しないため...
85	下から2行目	(i) <u>総負債</u> - 引当金	(i) <u>負債</u> - 引当金
86	【図表 1-26】中 ( )の範囲		
110	例2の表中 上段左から 2欄目	公益認定前取得 <u>不可欠財産</u>	公益認定前取得 <u>不可欠特定財産</u>

頁	修正箇所	誤	正				
127	上から2行目	現行公益法人は制度施行と同時に...	現行公益法人(旧民法第34条の法人。以下同じ。)は制度施行と同時に...				
134	上から6行目	□. 2以上の都道府県で公益目的事業を行う法人	□. 2以上の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款又は定款変更案で定める法人				
157	【図表 I-37】中 A の範囲						
183	上から2行目～3行目	□. 会計監査人を設置している場合(般法124、199) (a) 監事監査対象計算書類等	□. 会計監査人を設置している場合 (a) 監事監査対象計算書類等(般法124、199)				
	上から5行目	(b) 会計監査人監査対象計算書類等	(b) 会計監査人監査対象計算書類等(般法107、197、125、199)				
	上から7行目に追加	(追加)	公益法人においては上記の他、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書が会計監査人の監査対象となります(認法23、認則40)。				
187	下から7行目	...には、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度終了後3ヶ月以内までの申請においては、平成16年改正基準を用いることができる。	...には、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度に係る財務諸表は、公益法人会計基準前文3の「本会計基準の実施時期」にかかわらず、平成16年改正基準を適用して作成することができる。				
188	下から5行目	特例民法法人のうち、...	したがって、公益法人会計基準運用指針附則によれば、特例民法法人のうち、...				
189	上から3行目に追加	(追加)	(注) 公益法人会計基準の適用は法律で義務付けられているものではないため、申請時に適用しなければならないというわけではありません。申請書は会計区分別の損益や、資産・負債を前提として作成されることから、申請前に公益法人会計基準を採用すると申請書が書きやすいという利便性はあります。				
266	の4行目 イの4行目	...、所得800万円以下は22%、800万円超は30%の税率と...	...、所得800万円以下は22%(注)、800万円超は30%の税率と...				
	下から1行目	(追加)	(注) H21.4.1～23.3.31の間に終了する事業年度については18%。				
269	下から4行目	...、所得800万円以下は22%、800万円超は30%の税率で...	...、所得800万円以下は22%(P.266の(注)参照)、800万円超は30%の税率で...				
270	【図表 -6】法人税率の欄	<table border="1"> <tr> <td>一律22%</td> <td>所得800万円以下:22%</td> </tr> </table>	一律22%	所得800万円以下:22%	<table border="1"> <tr> <td>一律22%(注3)</td> <td>所得800万円以下:22%(注3)</td> </tr> </table>	一律22%(注3)	所得800万円以下:22%(注3)
	一律22%	所得800万円以下:22%					
一律22%(注3)	所得800万円以下:22%(注3)						
下から1行目	(追加)	(注3) H21.4.1～23.3.31の間に終了する事業年度について所得800万円以下の部分は18%。					
289	の11行目	...金額から公益目的財産残額を減算(加算)し、...	...金額から公益目的取得財産残額を減算(加算)し、...				

